時事新報の編輯に關する書信にして往々社員へ宛御送致の向も有之候得共宛名の社員不在の事ありて折角の報道も其用を爲さゝること尠からざれば斯る書信は一切時事新報編輯局宛にて御送付被下度候

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月二十六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

五號活字ニテ一行廿四字詰	一行ニ付一日限	一行ニ付二日以上六日迄	一行ニ付七日以上十五日迄	一行ニ付十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至廿行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
二十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

土地の說（昨日の續き）

ドクトル、セメンズ原文反譯

世の政治經濟を論ずるものは必ずや徳川の政を非とし此の如き法度は今世の文明と進化との精神に背くものなりと公言するや疑なし如何にも其說の通りにして間違はなけれども純然農を以て國を建つるの邦國に向ては土地を有するものと土地を耕すものとの區別あるは甚だ忌む所にして地持ち小百姓の制は今日世論の普く許して農國には最も大切とする所なり

佛國は歐洲の中に在りて耕作最も進み產出最も豐かなる部分あり其故は殆んど農民一體に土地を持ち耕作するの地は概ね其有たるに由るなり日本にては余輩の知る如く小地主多くして其土地は細かに分割せること世界中に比類を見ず日本を以て他の國々と比ぶるに甚だ貧き者もなく甚だ富める者もなく貧富平均の度を得たるは即ち此故にして政治經濟を論ずる人士は常に此有樣を稱して何れの國の爲めにも最善且最幸福と認る所のものなり本來この世界は多數の人の爲めに作られたるものにして少數の人の爲めに作られたるものに非ざれば若しも一時去り難き事情に迫りたる小農夫が餘儀なく其土地を賣て富豪冒險家の手に渡すべきことあらんには是れぞ日本人民の一大不幸にして農夫あるものは田を耕へし畑を作るの外に一技一能の覺えある可きに非ざれば以前は私有地を耕えたる者が今は小作人と爲りて其地を耕すの外に手段もなく彼の嚴酷なる地主の手に掛りて早晩奴隷同樣の境界に陷る可きのみ

明治の前にも小作人は隨分多くして假令へ一時に地面賣渡は叶はざるも每度之を質入するの風儀は余が知る所なれども其頃に行はれたる社會の仕組にて右の半賣却即ち質入地より生じたる惡結果とては絶て見ざりしことあり然るに汽船汽車其他西洋文明の利器を輸入してより時勢を一變し在昔なれば貧にして不仕合なる者も常に富人長者の注意助言を得て安く生を營をし其仕組は忽ち打破られて家もなく土地もなき農民の大困難に陷るも亦是非なき次第なり左ればとて今貧しき農民にして其收穫を貢盡し猶ほ租稅を拂ふに足らざるものは[illegible]如何にすべきや自から好むには非ざれども此上は[illegible]を賣る外に由るべき道なしと云は[illegible]して[illegible]へ人やうも幸し甚[illegible]と云ふ可きのみ[illegible]の風潮は頗る猖獗せるものにして何とに拘はず[illegible]はざれども所在に破產するもの續々跡を絶たずとの風說は眞相に非ずして誇張の言たらんことこそ望ましけれ其眞なると否とは何れにしても多少の農民が租稅を拂ふ能はざるより去て餘儀なく祖先傳來の我土地を賣り獨立屈するなきの良民は變じて無力無家、他に依賴するの一族となるの事實は國家繁昌の瑞兆とは云ふ可からず日本にては小農夫の格外に數多きを以て國民全體の家屋に礎とあるものなれば若しも是等の小民にして零落に陷ることもあらば其禍は恰も家屋の土臺に蟲の入りたるに異ならず土臺既に蟲害に遇ふ、家の主人は假令へ美麗なる家具器物を以て內を裝飾するも肥馬輕車に乘て外に奔走するも土臺より來らんとする破壞顚倒の禍機に注意するに非ざれば全家擧げて家人の頭上に落ちんのみ徳川政府の失政少なからしには非ざれども小農民を保護して祖先傳來の家と土地とを保存せしむるの甚だ大切なる一事に至ては決して等閑に附したることあるを聞かず此一事こそ何れの國に於ても前途の望少なからざる幸福の基礎にして東洋諸國は大概皆滅亡し西洋に於ても既に亡國に屬しさるものなる其中に獨り日本のみ常に進步改良したる由緣なりと返すくも余は茲に斷言するものなり今日の日本國は西洋の文明流に從て進步止むことなきが如くなるも實は唯是れ流行の變化たるに過ぎず其成跡は新奇意外の事情に逢ふと多くして政府の施政を困難ならしむるに足る可きのを是亦豫め注意す可き所のものなり竊に案ずるに凡ろ此種の變化より生ず可き困厄不幸は必ず一時當分のことにして止む可きを要す其國をして新事態に適するの力を得せしむるまでには官民共に理財の紊亂を防ぎ節儉を守るの一法あるのみ農民の中には其身自身の奢侈に由て產を破るに至るものあるは余の決して疑を容れざる所なれども若し國の歲用を養ふ所の富を作る農民にして既に儉約すれば其國庫の支出を仰ぐ官員は倘は一層の儉約を行ひ生活交際の方法のみならず總て事業の公共に係り國民の負擔たる可きものに向ては冗費を省くの心得專一なる可し余は當國農民の餘儀なく其土地を賣るの事實あるを傳聞して其國の爲めに恐るべき危險なるを悟り此弊を防ぐが爲めには力を盡して一日も猶豫なからんことを政府幷に人民に向て警戒注意せんと欲するものなり　（終）

官報

○雞虎列剌病に關する報告　醫科大學教授醫學博士緒方正規より帝國大學總長に左の報告書を呈したり（文部省）

雞虎列剌病に關する報告

醫科大學教授醫學博士緒方正規

近頃東京府市中及近村並に富山縣等に家禽の斃死することと多きを聞知し雞虎列剌病ならんと推測し之を搜索し幸ひ岡田信利の紹介に因り本郷區駒込淺賀町某より一羽の死雞を得之を檢査せしに去る明治十八年夏期に於て流行せし雞虎列剌と異なることなきを確認し續きて該家に至り尙ほ取調べしに養雞十五羽の中本年三月以來六月初旬に至るまで該病に罹り斃れしもの十三羽あり最後の二羽中一は本月二日一は四日に斃れ現今僅に二羽を殘し其中一羽は一回該病に罹り死を免かれ健全なるもの唯一羽に過ぎずと又小石川區の某所に畜養せる雞及鶩は本年一月中總數六百羽なりしも爾來斃死するもの多く一日に五羽甚しき[illegible]一日に十四羽其病死總數現今四百羽以上に達せりと云ふ余の本月初旬檢査したるもの二日[illegible]るに孰も皆雞虎列剌なるのみならず其雞小屋の下に畜養せる家兎の斃死するものを檢するに該病毒に傳染して斃れたるを確認せり其他二三の家禽畜養者に就き該病の有無を糺すに皆秘して云はざるも實際數多斃死せるを聞知せり

去る十八年該病流行の際余の報告せる如く雞虎列剌の病毒は直に人體に傳染せざるが如きも兎、犬、馬等に傳染するの實驗あるに因て考ふれば決して人體に害なしとすべからず又該病にて斃れたる家禽を食用に供すべからざるは論を俟たず從來の經驗に由るに雞虎列剌の流行は必ず亞細亞コレラの流行と其期節及土地を同ふし或は之に前驅し或は併行することありと又余の經驗を以てするも明治十八年に雞虎列剌の流行し爾後亞細亞性虎列剌の流行あり十九年に至り最も猖獗を極めたるは人の知る所にして素より一回の經驗なるを以て果して然るや否を斷言すべからずと雖も前說と符合す故に該病は衞生上及殖產上頗る重要の關係を有するを以て簡單に其症狀及病毒たる黴菌の事を述ぶべし

該病に罹りたる家禽は安靜にして氣力なきが如く步行困難にして羽翼は下垂し後には其止處を離れず嗜眠狀に陷り人あり病禽に觸れ或は響を以て之を刺戟すれば漸く目を開くと雖も直に之を閉ぢ雞冠は紫藍色に變じ胸上部に屢々半球形の膨脹を呈し少しく食物を吐するあり又は粘液樣物を滴下するあり終には少しく痙攣を發し或は見るべき程の痙攣を發せずして死す

其斃禽を剖見すれば脾及肝臟は增大し一二回肝臟の脂肪變質せるを見たり腸粘膜殊に十二脂腸は甚しく焮衝し數多の出血或は潰瘍あり腹膜も焮衝し出血性の肺炎且つ心囊胸膜等にも數多の出血點あり心臟內の血液及び其他の諸內臟よりデッキガラスプレパラートを製しアニリン色素ゲンチアナ紫色フクシン等の溶液を以て着色し顯微鏡下に檢するに諸內臟の原形質中或は其細胞間に雞虎列剌バチルレン或はバクテリウムの夥多散在するを見る而して其形狀は橢圓の如く二箇の卵圓形のもの接續する如き觀あり或は四箇連續するあり恰も家兎のピブチン[illegible]菌に等しく其長徑は一乃至二ミクロンとす而して其菌は血液中及び血球中に存在し就中赤血球中に存するものは其原形質中にあて強く着色するを以て最も著明なり蓋し鳥の赤血球の核も前色素に由て着色し得れども其周圍の原形質は微に着色し或は殆んど着色せざるを以て菌の存在を認むること容易なりとす赤血球には屢々一二箇稀には四五箇の菌と含有し血漿中には多數散在せり又諸器官を顯微鏡下に檢すれば其血管中に該菌の集簇するを見る

該菌はゲラチン寒天培養基及び煮たる薯蕷等にも發育しゲラチン培養基に血液或は肝臟等より接種すれば一二日にして其接種痕に沿ふて少しく白黃色なる球狀の聚落を見且つ其培養基の表面にも灰白色にして少しく透明なる如き聚落の連絡し表面に沿ふて蔓延するを見る其繁殖に適當の溫度は二十八度乃至三十五度なるも通常室內溫度に於ても亦繁殖す

余今回の流行に就きて顯微鏡下に檢するの外該菌と培養し且つ之を多數の健全なる雞に接種したるに皆接種後二十時間乃至四十時間にして斃れたり其中一羽の雞は接種後四日を經て斃れたるを以て必ず雞虎列剌なるを確信す

又今回二羽の雞に就きて病菌の傳染する模樣と實驗せり而して該菌は病禽の瀉下物に含有せるを以て食物と共に消化器に入り之よりして感染するは人の信ずる所なりと雖も胃液は腸に於てするや疑と免れず然るに余自然に傳染し斃れたる雞二羽に就きて檢するに共に其口中に一は舌上に横徑二ミリメートル共長六ミリメートルの所謂人工接種部に於て稀に見る所のセンエスデルなり第二のものは舌下兩側に之と見る故に之を以て其傳染の源ならんと思考す如何んとなれば之を取り健全の雞に接種しるに該病に罹りたるを以てなり又家兎に接種して傳染せるは人の知る所にして其病禽の近方にある家兎の自然傳染に罹るを以て見れば其他の動物も人工を以て接種せずして之に傳染するが如し[illegible]あらば速に之を他の健禽と隔離し其傳染と避けしむべく或は健禽を他の土地に移すべし又其斃禽と食すべからざるは論を俟たず其斃屍は燒棄し又は[illegible]の消毒藥と共に深く

地下に埋
食せしむ

○釜山港輸
萬二千九百
百六十三圓
九十二圓二
大豆三萬五
百九十三圓
萬四千七百
領事館より

○釜山港居
本邦人の數
百九十六人

○神戶製茶
したる一項
來りたれば

○天氣豫報
載したる一
に付更に取
に取消す

○佛國王政
の命を受け
餘類は近時
穩かならざ
の計畫あり
廿七日サン
をおして曰
く論及せざ
置を非難せ
は王政の大
云ふべくま
そるため一
共和派の一
欲する一事
ざるを嘲り
一將軍の事
王黨は既に
法は果して
昨は國旗と
あれり後來
て自由に論
する者なり
王黨政權を
せし事なし
と雖も今後
べし佛國人
り以て彼等
勤王家なる
り吾人とし
奏せしめよ
共に平和、
供ふべし
康を祝し
望する者

○露帝の行
も都合に依
サ近傍の地
ピークアズ

○米國將軍
共に北部の
ニリダン將

轉居　芝區琴平町二番地　野尻邦基

賣地　上野國館林ニ近キ田畑三萬八千三百九十二坪此所得其他ノ明細書アリ望ノ者ハ來[illegible]　右上

大坂鐵道會社移轉公告
本會社左ノ處ヘ移轉ス
大坂府西區北堀江通四丁目十二番地

會社開業廣告
先キニ東京新聞雜誌賣捌會社設立ノ旨廣告候處愈來ル七月一日ヨリ開業付リ東京府下ニ於テ發行スル新聞雜誌ノ[illegible]

目出　總幕
來る二十八日より開